

ご存知ですか？「ジェネリック医薬品」

- Q 1 ジェネリック医薬品はどんな薬ですか。
- Q 2 先発医薬品とはどう違うのですか。
- Q 3 ジェネリック医薬品には、どんな種類がありますか。
- Q 4 ジェネリック医薬品を利用することで、どんなメリットがありますか。
- Q 5 先発医薬品をジェネリック医薬品に替えると、どのくらい安くなるのですか。
- Q 6 薬の効き目や安全性は先発医薬品と同じですか。
- Q 7 ジェネリック医薬品は、どれくらい普及しているのですか。
- Q 8 ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいいですか。
- Q 9 医師や薬剤師に希望を伝えにくいときはどうすればいいですか。

Q 1 ジェネリック医薬品はどんな薬ですか。

A 1 「ジェネリック (generic)」とは、「一般的な」という意味で、日本よりもジェネリック医薬品の普及率が高い欧米では、医師が薬を処方する際、薬の商品名ではなく、一般名 (generic name) で記載するケースが多いため、後発医薬品のことを「generics」(ジェネリック医薬品)と呼んでいます。

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で効能・効果の等しい医療用の医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売されるため、「後発医薬品」とも言われます。

Q 2 先発医薬品とはどう違うのですか。

A 2 ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効成分やその含有量は同じで、効き目や品質、安全性が同等の医薬品です。しかし、薬の価格は先発医薬品の概ね7割以下、中には5割以下の薬もあるなど、先発医薬品と比べて大幅に安いのが特徴です。

新薬(先発医薬品)の開発には、9年~17年程度の長い期間と数百億円もの投資が必要といわれており、研究開発にかかるコストが薬の価格にも反映されています。一方、ジェネリック医薬品の場合、有効性や安全性が既に確認されている先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのため、薬の価格も安く設定することができるのです。

また、先発医薬品とジェネリック医薬品とでは、薬の色や味などが違う場合があります。製品によっては、薬の大きさや味、においの改善、保存性の向上など、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。

Q 3 ジェネリック医薬品には、どんな種類がありますか。

A 3 高血圧や高脂血症、糖尿病、花粉症など、さまざまな病気や症状に対応するジェネリック医薬品が出ています。一つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が出ていることもあります。また、カプセル・錠剤・点眼剤など、形態もさまざまです。

ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。新薬として開発された医薬品には20年～25年の特許期間があるため、特許期間が終わるまでは、他のメーカーが同じ成分の薬をつくることはできないことになっています。

Q 4 ジェネリック医薬品を利用することで、どんなメリットがありますか。

A 4 ジェネリック医薬品は、医療機関や薬局で医師の処方せんに基づいて調剤してもらう薬です。先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、患者さんにとっては、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を減らすことができるというメリットがあります。

また、少子高齢化が進むにつれて増大し続ける、医療費財政を節減し、国民皆保険制度を持続させることにもつながります。

Q 5 先発医薬品をジェネリック医薬品に替えると、どのくらい安くなるのですか。

A 5 多くの場合、先発医薬品よりも3割以上、薬代が安くなります。

ジェネリック医薬品は、一つの先発医薬品に対して、複数のジェネリック医薬品がある場合もあり、薬によって価格は異なります。どのジェネリック医薬品を選ぶかによって、患者さんが窓口で負担する薬代は違ってきますが、先発医薬品よりも3割から5割程度安くなる場合が多いようです。

慢性的な病気で、長期間、処方薬を服用する場合は、ジェネリック医薬品にすることで、大きく薬代を減らすことができます。

なお、患者さんが調剤薬局の窓口で負担する金額は、薬そのものの価格（薬剤料）の3割（70歳以上は1割）のほか、調剤料などが必要になります。調剤料はジェネリック医薬品と先発医薬品とで異なるため、価格が高めのジェネリック医薬品にした場合、患者さんの窓口での負担は、先発医薬品を使用したときとあまり変わらない場合もあります。ジェネリック医薬品の価格については、調剤薬局で薬剤師に確認してください。

Q 6 薬の効き目や安全性は先発医薬品と同じですか。

A 6 ジェネリック医薬品は、厚生労働大臣による承認を受けなければ、製造販売することはできません。厚生労働大臣の承認を受けるためには、開発段階で、厚生労働省が定めたさまざまな試験を行い、効き目や安全性が先発医薬品と同等であることが証明されなければなりません。現在、製造販売されているジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されたものです。

また、医薬品は、薬事法によりさまざまな規制が定められています。ジェネリック医薬品も、先発医薬品と同じ薬事法の品質基準に基づいて製造されていますので、先発医薬品と同じように安心して使うことができます。

Q 7 ジェネリック医薬品は、どれぐらい普及しているのですか。

A 7 欧米では使用される医薬品の6割以上がジェネリック医薬品です。一方、日本では、ジェネリック医薬品が医療用医薬品全体に占める割合は、平成23年9月現在で23.1%（愛知県では21.9%）にとどまっており、欧米に比べて普及が遅れている状況です。

Q 8 ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいいですか。

A 8 受診した医療機関や薬局に相談してください。ジェネリック医薬品は、医師による処方が必要な医薬品です。ジェネリック医薬品を使いたいときは、病院や診療所などの医療機関を受診したときに医師に相談するか、調剤薬局で薬剤師に相談してみましよう。

医師による処方せんの「処方」の「変更不可」欄にチェックがなければ、薬剤師と相談して、患者さん自身がジェネリック医薬品を選ぶことができます。

ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではないため、ジェネリック医薬品への変更を希望しても、変更できない場合があります。

また、ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や効果などは変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合がありますので、特にアレルギー体質の患者さんの場合は、注意が必要になります。医師や薬剤師とよく相談したうえで、体質に合った薬を選びましょう。

Q 9 医師や薬剤師に希望を伝えにくいときはどうすればいいですか。

A 9 医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品を希望することを直接お話ししにくいときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、希望を伝えましょう。「ジェネリック医薬品希望カード」は、保険者や関係団体等が、ジェネリック医薬品の普及啓発の一つとして作成しています。

本県でも作成していますのでご活用ください。
お薬手帳や診察券等といっしょに保管することをお勧めします。
なお、病院や診療所を受診したときに診察券と合わせて提示し、また、薬局では処方せんと合わせて薬剤師に渡しましょう。

本県作成 「ジェネリック医薬品希望カード」

ジェネリック医薬品希望カード

私は、ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品に関するご説明をお願いします。



愛知県健康福祉部健康担当局医薬安全課

TEL052-954-6303 (ダイヤル)

<http://www.pref.aichi.jp/iyaku/>

